

亀山市告示第59号

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱（平成18年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「9,262円」を「9,328円」に、「9,273円」を「9,339円」に、「13,787円」を「13,853円」に、「7,832円」を「7,898円」に、「7,843円」を「7,909円」に、「12,357円」を「12,423円」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。